

介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業所
(介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人村山内科が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、指定通所介護サービスを提供することによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 村山内科デイサービスセンター
- 2 所在地 徳島県三好市池田町サラダ1792番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上
生活相談員は当該通所介護の提供時間を通じて相談援助業務にあたる。
- 3 看護師又は准看護師 1名以上
看護師又は准看護師は利用者の看護ケアにあたる。
- 4 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は利用者の生活機能向上を目的とした機能訓練を実施する。
- 5 介護職員 6名（常勤4名、非常勤2名）
介護職員は提供時間帯を通じて利用者の介護サービスにあたる。
- 6 歯科衛生士 1名以上
歯科衛生士は口腔ケアと指導にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までと祝日を除く。
(但し、ゴールデンウィークは内1日を営業日とする)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。
- 3 サービス提供時間 午前8時30分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とし、これを越えて指定通所介護の提供を行ってはならない。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 送迎
- ② 生活指導・相談援助
- ③ 機能訓練
- ④ 介護、入浴介護
- ⑤ 給食
- ⑥ 介護方法の指導
- ⑦ 健康状態の確認
- ⑧ その他必要と認められるサービス

(指定通所介護の利用料とその他必要な費用の額)

第8条 指定通所介護サービスの提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額を支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

- ① おやつ代 実費
- ② 食費 550円
- ③ その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三好市 池田町・井川町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努める。

- 1 敷地内禁煙の為、喫煙は控える。
- 2 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努める。

- 3 その他、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎む。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 生活指導員等は、指定通所介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに医師に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び医師に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努める。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携等)

第15条 事業者は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めている。

- 2 事業者はその事業の運営に当たっては、利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう、努めている。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第16条 事業所は、利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとする。

- 1 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施する。
- 2 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがある。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は生活相談員等の質的向上を図るため、研修機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人村山内科と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
 この規定は、令和6年8月1日から施行する。